

証券コード 4334
平成28年4月7日

株 主 各 位

堺市堺区戎島町4丁45番地の1

株式会社ユークス

代表取締役社長 谷 口 行 規

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年4月26日(火曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年4月27日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 堀市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺 3階 利休の間

3. 目的事項

報告事項 第24期(平成27年2月1日から平成28年1月31日まで)
事業報告ならびに計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎本定時株主総会ご出席の株主の皆様への、お土産・飲食物のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.yukes.co.jp/>)に掲載させていただきます。

第24期 事業報告

(平成27年2月1日から)
(平成28年1月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種経済政策を背景として、円安や原油価格下落の影響を受け企業収益に改善が見られるなど、全体として緩やかな回復基調を維持しております。

当社に関連するエンタテインメント業界におきまして、家庭用ソフトでは、ニンテンドー3DS向けタイトルのうち1本がダブルミリオンを達成しております。家庭用ハードでは、平成26年2月に発売されたプレイステーション4が海外を中心に引き続き販売台数を伸ばし好調を維持しております。また、スマートフォン向けを中心としてソーシャルゲームやダウンロードコンテンツを含むオンラインゲーム市場は、成長ペースこそ以前より鈍化したものの今なお拡大を続けております。

このような状況のもと、当社のデジタルコンテンツ事業におけるゲームソフト分野におきまして、受託ソフトでは、当社の代表作であるアメリカの人気プロレス団体WWE (World Wrestling Entertainment) をモデルにしたシリーズ最新作「WWE 2K16」(プレイステーション4、プレイステーション3、Xbox OneおよびXbox 360用) が平成27年10月より海外にて発売され、好調に推移しております。

自社ソフトでは、ロボットファイティング／ボクシングゲーム「REAL STEEL」(ダウンロード版、Xbox LIVEおよびPlayStation Network用) が引き続き堅調に推移しております。

パチンコ・パチスロ分野におきましては、5タイトルの画像開発プロジェクトが終了しております。また、サミー株式会社から受託の「パチスロ北斗の拳 強敵」は出荷台数が好調に推移しており、ロイヤリティ収入が発生しております。

この度、当社はゲーム業界の実力プロデューサーである内田明理氏を迎、ウチダラボを立ち上げました。その企画第一弾として、映像やモーションキャプチャー技術を駆使したキャラクターコンテンツプロジェクト「AR PERFORMERS」を進めております。

以上の結果、売上高4,796,454千円(前期比32.4%増)、営業利益1,040,887千円(前期比437.0%増)、経常利益1,086,583千円(前期比393.5%増)、当期純利益670,946千円(前期比470.4%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は21,302千円であります。その主な内容は、開発用機材および開発用ソフトウェアの購入であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

	第21期 (平成25年1月期)	第22期 (平成26年1月期)	第23期 (平成27年1月期)	第24期 (当事業年度) (平成28年1月期)
売上高	2,824,164	3,031,968	3,623,286	4,796,454
経常利益	71,720	527,230	220,159	1,086,583
当期純利益	207,951	384,631	117,618	670,946
1株当たり当期純利益	21.44円	45.48円	13.60円	77.56円
総資産	3,056,449	3,551,645	3,756,120	4,350,837
純資産	2,650,136	2,698,853	2,735,914	3,323,246
1株当たり純資産額	273.12円	311.97円	316.25円	384.14円

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（ただし自己株式数控除後）にもとづき算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Y U K E ' S L A I n c . (株) フ ア イ ン	10千米ドル 10,000千円	100.0%	デジタルコンテンツ事業

③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社を含む当連結会計年度の売上高は5,277,250千円（前期比24.4%増）、経常利益は1,302,121千円（前期比129.1%増）、当期純利益は815,878千円（前期比152.5%増）となりました。

(6) 対処すべき課題

目まぐるしく変化してゆく市場環境を背景に、開発・制作費用の高騰が進む中、質の高いデジタルコンテンツを開発・制作し、事業規模および事業領域の拡大を遂げるためには、経営資源の効率的な活用が極めて重要です。各プロジェクト間においてシナジー効果を生み出し収益力の安定・強化を実現するために、経営の視点から選択と集中の最適化を推し進めてまいります。

当社の収益の柱である受託開発に関しましては、開発効率のさらなる向上を目指して、新しい技術の導入および既存技術の応用を含む当社独自の技術力の蓄積と、クライアントとの関係強化に積極的に取り組んでまいります。

また、当社独自の知的財産の活用については、ゲームソフト開発に留まらず、映像コンテンツ、キャラクター関連商品など消費者にとって魅力的な方法により幅広く事業を展開することが必要です。コンテンツごとに適切な媒体を選ぶことを通じて、プロジェクト全体としての収益の最大化を図り、ユースブランドの浸透・発展を目指してまいります。

(7) 主要な事業内容（平成28年1月31日現在）

当社の事業区分は、デジタルコンテンツ事業1区分となります、その内訳は以下のとおりであります。

区分	主な内容
ゲームソフト	家庭用ゲームソフト、業務用ゲームソフトの企画・開発・販売 オンラインゲームの企画・開発・運営
パチンコ・パチスロ	パチンコ・パチスロの画像開発

(8) 主要な営業所（平成28年1月31日現在）

名称	所在地
本社 横浜開発室	堺市堺区 横浜市神奈川区

(9) 従業員の状況（平成28年1月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
210名	3名増	33歳11ヶ月	7年8ヶ月

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年1月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 44,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,096,000株
- (3) 株主数 6,430名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率 %
		千株
（株）トーラツード	2,600	30.05
谷口行規	1,448	16.74
サミ一（株）	500	5.78
NOKUMURA P.B NOMINEES TOKI MITSUEI LTD.	319	3.69
ユ一クス従業員持株会	270	3.12
品治康隆	254	2.94
北口徳一	196	2.27
橋木孝志	163	1.89
柿沼佑一	100	1.16
原典史	96	1.11

（注）1. 当社は、自己株式を2,444,871株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式数（2,444,871株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年1月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成28年1月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	谷 口 行 規	㈱ファイン代表取締役会長
常 務 取 締 役	品 治 康 隆	管理部長
取 締 役	橋 木 孝 志	システム担当、㈱ファイン代表取締役社長
取 締 役	市 村 和 雄	公認会計士、ネクサス監査法人代表社員、兼松エレクトロニクス㈱監査役、兵庫県立大学大学院会計研究科特任教授
常 勤 監 査 役	前 川 健	公認会計士
監 査 役	上 田 耕 治	公認会計士、関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授、ネクサス監査法人代表社員
監 査 役	稻 津 喜久代	司法書士

- (注) 1. 取締役 市村和雄氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 上田耕治氏および監査役 稲津喜久代氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 市村和雄氏は、平成27年6月19日付で兼松エレクトロニクス㈱の監査役に就任しております。
 4. 常勤監査役 前川 健氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役 上田耕治氏は、大学院教授および公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は、取締役 市村和雄氏、監査役 上田耕治氏および監査役 稲津喜久代氏の3名を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	132,480千円 (4,320千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,600千円 (7,200千円)
合 計	7名	148,080千円

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取締役	市村和雄	ネクサス監査法人代表社員 兼松エレクトロニクス㈱監査役 兵庫県立大学大学院 会計研究科特任教授	特別の関係はありません。
監査役	上田耕治	関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科教授 ネクサス監査法人代表社員	特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	市 村 和 雄	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席しました。 必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	上 田 耕 治	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会6回すべてに出席しました。 必要に応じ、主に大学院教授および公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	稻 津 喜久代	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会6回すべてに出席しました。 必要に応じ、主に司法書士としての専門的見地から発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について取締役会において決議をしている内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針を策定し、周知徹底させる。
- ②コンプライアンス規程にもとづき、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、業務プロセス・規程の整備、評価・監視体制の維持・強化を図る。
- ③内部通報制度運用規程にもとづき、法令違反、不正行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報制度の運用を行う。
- ④業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理規程にもとづき、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および運用を図る。
- ②内部監査室が各部門のリスク管理体制を検証し、問題点の指摘・改善の指導等を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程にもとづき、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に係る情報を適切に保管および管理する体制を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①毎月 1 回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行う。
- ②職務分掌規程および職務権限規程にもとづき、業務の組織的かつ効率的な運営を確保する体制を図る。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社とグループ会社を含めた企業集団全体の行動指針を定めることとし、統一の理念を保つ。
- ②当社とグループ会社共通の内部通報制度を整備し、運用する。
- ③当社内部監査部門の内部監査室は、グループ会社の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことができるものとする。その使用人の人事考課については監査役が行うこととし、これらの者の異動、懲戒については監査役会の同意を得るものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- ①取締役および使用人は、監査役に対して、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
- ②監査役は、監査役監査を実効的に行うため、「取締役会」のほか、「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」その他重要な会議または委員会に可能な限り出席することとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、また、内部監査の実施状況について適宜報告を受けるものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

財務報告の有効性に関する評価ならびに各部署における業務処理統制の状況については、内部監査室が監査役および会計監査人と連携して計画的に実施する監査において検証をしており、その検証結果については代表取締役および監査役に対し報告をしております。

リスク管理については、リスク管理規程にもとづき毎月1回開催されるリスク管理委員会において、業務上のリスクを評価および予見して重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じて適宜対応を図っております。

コンプライアンスについては、コンプライアンス規程にもとづくコンプライアンス委員会のほか、監査役と内部監査室が連携して実施する監査により検証をしており、その検証結果については代表取締役および監査役に対し報告をしております。

内部通報については、匿名での通報も可能である内部通報窓口および通報者に対する不利益取扱いの禁止を内部通報制度運用規程に定め、役職員に対して周知徹底を図っております。

貸 借 対 照 表

(平成28年1月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,393,650	流 動 負 債	904,191
現 金 及 び 預 金	2,573,334	未 払 金	281,825
売 掛 金	507,114	未 払 法 人 税 等	424,210
仕 掛 品	155,738	前 受 金	30,881
前 払 費 用	58,262	預 り 金	34,899
繰 延 税 金 資 産	69,329	賞 与 引 当 金	75,084
そ の 他	29,870	そ の 他	57,290
固 定 資 産	957,187	固 定 負 債	123,399
有 形 固 定 資 産	71,292	退 職 給 付 引 当 金	60,949
建 物	29,007	長 期 未 払 金	62,200
車両 運 搬 具	0	そ の 他	250
工 具 器 具 備 品	39,770	負 債 合 計	1,027,591
土 地	2,514	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	21,524	株 主 資 本	3,307,009
ソ フ ト ウ ェ ア	20,282	資 本 金	412,902
電 話 加 入 権	1,242	資 本 剰 余 金	432,218
投 資 そ の 他 の 資 産	864,370	資 本 準 備 金	423,708
投 資 有 價 証 券	344,864	そ の 他 資 本 剰 余 金	8,510
関 係 会 社 株 式	37,999	利 益 剰 余 金	3,200,193
長 期 前 払 費 用	139,891	利 益 準 備 金	1,350
差 入 保 証 金	141,910	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,198,843
繰 延 税 金 資 産	199,379	繰 越 利 益 剰 余 金	3,198,843
そ の 他	325	自 己 株 式	△738,303
資 産 合 計	4,350,837	評 價 ・ 換 算 差 額 等	16,236
		そ の 他 有 價 証 券 評 價 差 額 金	16,236
		純 資 産 合 計	3,323,246
		負 債 純 資 産 合 計	4,350,837

(注) 千円単位の記載金額は、千円未満切り捨てにより表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,796,454
売 上 原 価		2,900,481
売 上 総 利 益		1,895,972
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		855,085
當 業 利 益		1,040,887
當 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	16,157	
為 替 差 益	27,188	
そ の 他	4,460	47,806
當 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,885	
そ の 他	224	2,109
經 常 利 益		1,086,583
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	162	162
税 引 前 当 期 純 利 益		1,086,421
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	423,127	
法 人 税 等 調 整 額	△7,653	415,474
当 期 純 利 益		670,946

(注) 千円単位の記載金額は、千円未満切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	412,902	423,708	8,510	432,218	1,350	2,614,407	2,615,757
事業年度中の変動額							
剩 余 金 の 配 当						△86,511	△86,511
当 期 純 利 益						670,946	670,946
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動額 (純 額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	584,435	584,435
当 期 末 残 高	412,902	423,708	8,510	432,218	1,350	3,198,843	3,200,193

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△738,303	2,722,574	13,339	13,339	2,735,914
事業年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当		△86,511			△86,511
当 期 純 利 益		670,946			670,946
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動額 (純 額)			2,896	2,896	2,896
事業年度中の変動額合計	-	584,435	2,896	2,896	587,332
当 期 末 残 高	△738,303	3,307,009	16,236	16,236	3,323,246

(注) 千円単位の記載金額は、千円未満切り捨てにより表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
- ② 子会社株式及び関連会社株式
- ③ その他有価証券
 - ・時価のあるもの
 - ・時価のないもの
- ④ 棚卸資産
 - ・仕掛品
 - ・貯蔵品
- ⑤ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

償却原価法(定額法)
移動平均法による原価法

当事業年度の末日の市場価格等にもとづく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
移動平均法による原価法

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法）
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
- ② 無形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（8～15年）
車両運搬具（6年）
工具器具備品（5～20年）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金
- ② 退職給付引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額にもとづき計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額にもとづき、計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

- 受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準
- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
 - ・その他の受注契約
検収基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 514,387千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---------|
| ① 短期金銭債権 | 1,921千円 |
| ② 短期金銭債務 | 7,283千円 |
- (3) 取締役、監査役に対する金銭債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|----------|
| ① 長期金銭債務 | 62,200千円 |
|----------|----------|

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- | | |
|--------------|-----------|
| ① 販売費及び一般管理費 | 246,862千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 1,200千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	11,096,000	—	—	11,096,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	2,444,871	—	—	2,444,871

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年4月28日開催の第23期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 86,511千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成27年1月31日
- ・効力発生日 平成27年4月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成28年4月27日開催の第24期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 86,511千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成28年1月31日
- ・効力発生日 平成28年4月28日

(4) 当事業年度の末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産の発生原因は、主に研究開発費および賞与引当金であります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成28年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.4%から33.1%に、平成29年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。なお、この変更による影響は軽微であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、流動性の高い預金等の金融資産で運用しております。また、資金調達については、主に銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容およびそのリスク

外貨建預金については、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出取引によって生じる外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式や満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期未払金は、主に役員退職慰労金の打切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時に支給する予定であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新するなどにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年1月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,573,334	2,573,334	—
(2) 売掛金	507,114	507,114	—
(3) 投資有価証券	344,864	390,812	45,947
資産計	3,425,313	3,471,261	45,947
(1) 未払金	281,825	281,825	—
(2) 未払法人税等	424,210	424,210	—
負債計	706,035	706,035	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	37,999
長期未払金	62,200

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期未払金については、役員退職慰労金の打切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、記載しておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,573,334	—	—	—
売掛金	507,114	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	—	200,000	—
合計	3,080,448	—	200,000	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 384.14円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77.56円 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年3月9日

株式会社 ユークス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松尾 雅芳 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 矢倉 幸裕 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ユークスの平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年3月10日

株式会社ユークス 監査役会

常勤監査役 前 川 健 印

社外監査役 上 田 耕 治 印

社外監査役 稲 津 喜久代 印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第24期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円とさせていただきたいと存じます。

この場合の配当総額は、86,511,290円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年4月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことにともない、当該取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第26条第2項および第33条第2項の一部を変更するものであります。なお、第26条第2項の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 [条文省略]</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 [現行どおり]</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役</u> <u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 [条文省略]</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 [現行どおり]</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以 上

株主総会会場ご案内

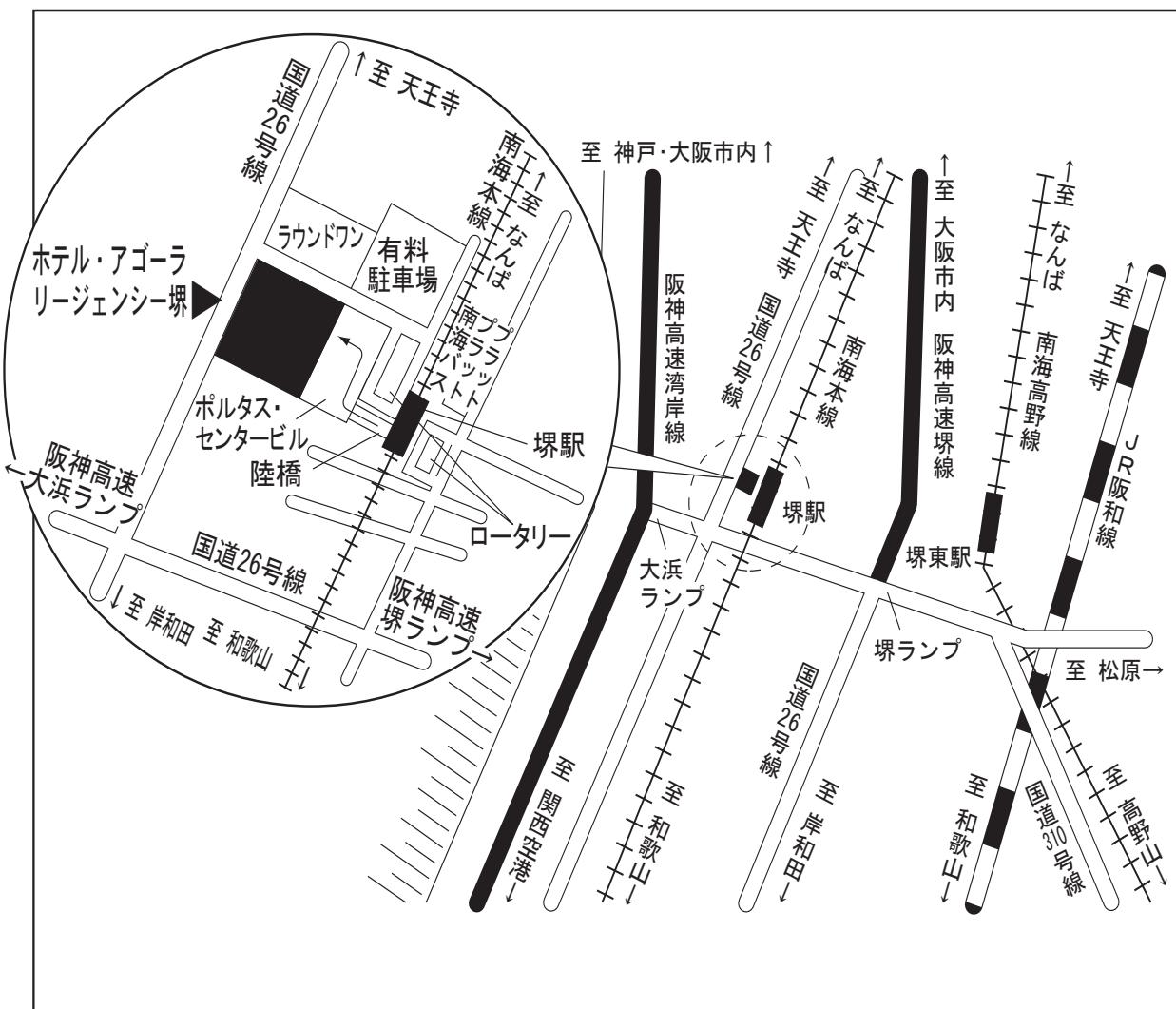
会 場 堺市堺区戎島町4丁45番地の1

ホテル・アゴーラ リージェンシー堺 3階 利休の間

電話 072-224-1121

交 通 南海本線 「堺駅」西口 徒歩3分

※堺駅西口からはホテル・アゴーラ リージェンシー堺 2階への連絡通路があります。



(注) 株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。